

事務連絡  
令和2年7月8日

地方農政局農村振興部防災課長 殿  
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長 殿  
北海道農政部農村整備課長 殿

農村振興局整備部防災課  
災害対策室長

### 災害復旧事業における査定前着工の積極的な活用について

令和2年(2020年)7月豪雨により、各地の農地・農業用施設に甚大な被害が発生している。

災害復旧事業では、被害の拡大や作物被害の防止等を図るため、査定前着工制度により、被災概要や被災写真などの簡易な資料による手続きで応急対策に着手することが可能なことから、積極的に活用するなど万全の措置を講じられたい。

なお、貴局管内の都府県、市町村等に対し改めて周知をお願いする。

(参考)

査定前着工の概要・手続きについては以下のURLを参考にされたい。

[http://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai\\_saigai/b\\_hukkyuu/index.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_hukkyuu/index.html)

(様式1)

文書番号  
年月日

都道府県知事 宛て

事業実施主体名

査定前着工（応急本工事）協議について

このことについて、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第14.1に基づき査定前着工したいので協議します。

①施工場所(所在地)	例：〇〇県〇〇市字〇〇地内（場所が特定できるように記載すること）
②被災状況（災害要因含）	例：〇月〇日〇時からの雨により、排水路の山側の法面が崩壊し、水路・道路を塞いでいる。
③査定前着工申請理由	選択して下さい
④復旧内容	選択して下さい
⑤申請工種	選択して下さい
⑥概算金額（応急本工事）	選択して下さい

別添：添付写真

(注意点)

- ・申請した場合でも、写真その他の証拠書類等によって被災の状況及び工事のしゅん工並びに工事費の精算等が災害査定時に確認できないものは補助されません。このため、被災写真、復旧写真は必ずいろいろな角度から撮影を行って下さい。また、不明な点がある場合には都道府県、農政局等への相談をお願いします。
- ・補助対象とならない項目もありますので、初めて申請する場合には都道府県の出先機関等へ相談するようにお願いします。
- ・二次災害防止のために必要な土のうや応急ポンプ等の設置は応急仮工事として事業実施主体の判断で実施可能であり、この場合には農政局、都道府県への協議は必要ありません。
- ・概算金額はどの程度の工事額（工事規模）になるのかを確認し、場合によっては技術指導が必要かを概ね判断するために記載してもらい、業者への見積もりや積算を行わず、概ねの金額を記載してかまいません。最終的には応急本工事費と応急本工事費を除く事業費の合計が40万円以上で対象となります。災害査定時までに必要な書類を準備して下さい。

## 査定前着工制度(応急本工事)の申請にかかる各項目のチェック

事業実施主体担当者： \_\_\_\_\_ 印

県 名： \_\_\_\_\_  
 市 町 村 名： \_\_\_\_\_  
 施 行 場 所： \_\_\_\_\_  
 工 種： \_\_\_\_\_

チェック項目	チェック内容	チェック者	チェックする内容 (チェック内容が不明な場合には農政局、都道府県相談して下さい。)
1. 災害復旧事業採択要件のチェック	今回の被災が災害復旧事業の採択要件(日雨量80mm等)に該当しているか確認	<input type="checkbox"/>	日雨量80mm、時間雨量20mm等の暫定法、負担法対象の異常な天然現象であるか確認する。
	暫定法第2条の農地、農業用施設に該当しているか確認	<input type="checkbox"/>	農地(田、畑、わさび田)、農業用施設(かんがい排水施設、農業用道路等)に該当しているか確認
	事務取扱要綱14.1(5)の査定前着工を行うことが止むを得ないと判断される内容か確認	<input type="checkbox"/>	事務取扱要綱14.1(5)に記載された復旧内容か確認する。
	応急仮工事に該当していないか確認(該当する場合には事業実施主体の判断で実施可能)	<input type="checkbox"/>	二次災害防止等のための仮設工事であれば農政局、都道府県の承認は不要となるため確認する。
	査定前着工の復旧内容を含めて総事業費が40万円以上となるか確認	<input type="checkbox"/>	査定前着工制度で行う工事を含めて、全体で40万円未満の場合は災害復旧事業の対象外となるため確認する。応急本工事は20万円以下のものでも応急本工事を含めた事業費が40万円以上で採択されます。
	被災写真が適切に撮影されているか確認	<input type="checkbox"/>	査定前着工を行う前の被災した写真をきちんと撮影していないと災害査定時に被災事実の確認ができないため撮影した写真(いろいろな角度から複数枚撮影(携帯電話による写真でも良い))を確認する。
	応急工事費に該当しない経費が計上されていないか確認	<input type="checkbox"/>	運転労務費や現場管理費、一般管理費等は特に必要と認められない限り、対象とならないため確認する。
2. 提出資料内容のチェック	農地や水路等の土砂撤去などの簡易な工事の場合には2のチェックは省略してよい。金額が大きい場合、ため池の堤体復旧などの高度な技術が必要な場合に記載して下さい。		
	復旧内容が最経済的な工法か確認	<input type="checkbox"/>	査定前着工制度で復旧した工法より安価な工法がある場合には災害査定時に査定される可能性があるため確認する。
	復旧内容が能力アップ(延長、材質、揚排水能力の増)をしていないか確認	<input type="checkbox"/>	基本的に原形復旧が原則であるため、能力アップの工法がある場合には災害査定時に査定される可能性があるため、復旧内容を確認する。

注：チェックした項目欄の口にレ印をすること。  
 チェック内容に該当しない場合は二重取消線を引くこと。

### 査定前着工制度(応急仮工事)にかかる各項目のチェック

(応急仮工事は事業実施主体の判断で実施できますが、災害復旧事業に不慣れな場合には本チェックリストを参考に活用して下さい。)

事業実施主体担当者： \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

県 名： \_\_\_\_\_  
 市 町 村 名： \_\_\_\_\_  
 施 行 場 所： \_\_\_\_\_  
 工 種： \_\_\_\_\_

チェック項目	チェック内容	チェック者	チェックする内容 (チェック内容が不明な場合には農政局、都道府県相談して下さい。)
1. 災害復旧事業採択要件のチェック	今回の被災が災害復旧事業の採択要件(日雨量80mm等)に該当しているか確認	<input type="checkbox"/>	日雨量80mm、時間雨量20mm等の暫定法、負担法対象の異常な天然現象であるか確認する。
	暫定法第2条の農地、農業用施設に該当しているか確認	<input type="checkbox"/>	農地(田、畑、わさび田)、農業用施設(かんがい排水施設、農業用道路等)に該当しているか確認
	事務取扱要綱14.1(1)～(4)に該当するか確認	<input type="checkbox"/>	事務取扱要綱14.1(1)～(4)に記載された復旧内容か確認する。
	応急本工事に該当していないか確認(該当する場合には都道府県及び農政局との協議が必要)	<input type="checkbox"/>	事務取扱要綱14.1(5)に該当する応急工事の場合は、都道府県及び農政局と協議後に着手となるため確認する。
	応急仮工事の事業費が20万円以上、かつ、応急仮工事を除く事業費が40万円以上か確認	<input type="checkbox"/>	応急仮工事は事務取扱要綱第14(2)で、応急仮工事20万円以上、かつ、応急仮工事を除く事業費が40万円以上を国庫補助の対象としているため、確認を行う。
	被災写真が適切に撮影されているか確認	<input type="checkbox"/>	査定前着工を行う前の被災した写真をきちんと撮影していないと災害査定時に被災事実の確認ができないため撮影した写真(いろいろな角度から複数枚撮影(携帯電話による写真でも良い))を確認する。
	工事費の積算を確認するのに必要な契約書、領収書、材料購入の見積等、工事に要した費用を確認できる書類の整備を行っているか確認	<input type="checkbox"/>	応急工事は災害査定時に決算補助という形で書類の確認を行います。このため、かかった費用を説明する書類の準備が必要です。
応急工事費に該当しない経費が計上されていないか確認	<input type="checkbox"/>	運転労務費や現場管理費、一般管理費等は特に必要と認められない限り、対象とならないため確認する。	

注：チェックした項目欄の口にレ印をすること。  
 チェック内容に該当しない場合は二重取消線を引くこと。